

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	113	130	△17	△ 13.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	113	130	△17	△ 13.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,210	1,350	△140	△ 10.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,210	1,350	△140	△ 10.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		113	130	△17
(内訳)	国家石油備蓄基地に係る資本的支出	101	125	△24
	国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出	12	5	7

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		14,455	14,441	14
(財源)	財政投融资	113	130	△17
	財政融資	113	130	△17
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	14,342	14,311	31
	市中借入（石油基地）	1,727	1,727	—
	市中借入（石油ガス基地）	450	450	—
	政府短期証券等（備蓄石油購入等）	11,365	11,334	31
	政府短期証券（備蓄石油ガス購入）	800	800	—

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

石油備蓄事業は、民間備蓄事業と国家備蓄事業に分けられるが、当該事業の性格が、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要性があること等から、石油公団の廃止等に係る一連の改革において、民間の操業在庫を上回る部分について実質的に国直轄とされた。このため「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

なお、国家備蓄石油及び国家備蓄石油ガスの備蓄量は、石油の備蓄の確保等に関する法律（石油備蓄法）第4条に基づき、毎年度、需要予測に基づく危機時に必要な需要量について、総合資源エネルギー調査会の意見を聴き、適正な備蓄目標を定めることとされており、この備蓄目標等に基づき必要な財政融資資金の調達を行い、政策目的の実現に必要な範囲内で事業を実施している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

上述のとおり、民間の操業在庫以上の部分である国家備蓄事業については、収益が発生する事業ではなく国が一義的に行う事業である。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、民間の操業在庫以上の部分である国家備蓄事業については、収益が発生する事業ではなく国が一義的に行う事業である。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成29年度の財政投融資は91億円、平成30年度は82億円を予定していた

が、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の資本的支出の一部の工事を取りやめたこと及び工事発注にかかる請負差額が生じたこと（入札による予定価格と受注額の差額）等により、平成29年度は約10億円、平成30年度は約2億円の運用残となった。令和元年度の財政投融资130億円については、計画事業を順次実施中で運用残は少額の見込み。

また、石油備蓄基地については、各国家石油備蓄基地が完成してから20～30年が経過しており、老朽化課題への対応のため、主要な基地設備の耐用年数等を勘案した長期修繕計画を策定している。策定に当たっては、長期間にわたって要求額の大きな変動がないよう留意している。

令和2年度の財政投融资要求額は、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地における必要な事業に係る資本的支出を合計した結果113億円となる。これについても過年度の執行状況を考慮し、要求額の査定をより厳格に実施しており、本年度までの事業進捗等を踏まえた長期的な計画に基づき、過不足なく資金需要の積算を行っている。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	28年度	29年度	30年度
運用残額	11億円	10億円	2億円
運用残率	19.3%	11.0%	2.8%

<その他>

5. 上記以外の特記事項
特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、石油・LPガスサプライチェーン等の効率的維持・強化に係る記載がされている。この記載に基づき、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地に係る資本的支出を実施するため財政融資資金113億円を要求している。

(参考)

○「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）」（抄）

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(5) 資源・エネルギー、環境対策

①資源・エネルギー

「国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。海外からの供給危機への対応として、ホルムズ海峡封鎖等の具体的な緊急時を想定した対応訓練の強化、産油国やアジア消費国との協力強化等を進める。」

「国内の石油・LPガスの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組む。」

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定））

1. 政策的必要性

石油及び石油ガス備蓄事業は、我が国への石油の供給途絶及び災害発生時の供給不足に備えるため、民間の操業在庫分を除いて、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要がある。

石油備蓄を行うため、国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、建設、修繕保全工事及び改良更新工事等に必要な資金の調達が必要であるが、このうち基地の建設及び改良更新工事に必要な資金は、年度別に所要額に大きな増減幅があることから、収分の資金調達の平準化を図り、長期間、安定的かつ低利に所要額を調達することができる財政融資による調達が最も適している。

なお、国家備蓄石油の管理、国家備蓄施設の管理、修繕保全工事等については年度別に所要額の大きな増減はなく、石油石炭税収による資金調達を行っている。

2. 民業補完性

石油及び石油ガス備蓄事業は、民間備蓄事業と国家備蓄事業に分けられるが、当該事業の性格が、長期間、多額の費用負担が求められる一方で利益が一切発生しないこと、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下に実施する必要があること等から、石油公団の廃止等に係る一連の改革において、民間の操業在庫を上回る部分について実質的に国直轄とされた。このため「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）において、「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

よって、我が国のエネルギー安全保障の観点から国の一元的な責任と負担の下で、石油・石油ガスの備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油・石油ガスの適切な供給を図るための措置を講ずる必要性がある。

3. 有効性

備蓄事業の財政融資は、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に所要額を確保できることから、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、改良更新・修繕保全計画に沿って最も効率的に事業を実施することができる。

4. その他

エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）は、石油石炭税の税収を全て一般

会計に計上した上で、必要額を特別会計へ繰り入れる仕組みとなっており、国家石油備蓄基地及び国家石油ガス備蓄基地の建設や能力向上（資本的支出）の業務を遂行するため、財政融資資金を受けた分の元本償還及び利払いにはこの税収財源を充てており、償還確実性は問題ないといえる。

30年度決算に対する評価

(機関名：エネルギー対策特別会計（エネルギー需給勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度決算について、歳入面で国家備蓄原油の売却に伴い備蓄石油売払代で約250億円の増加となっている。

2. 決算の状況

(1) 歳入歳出の状況

(単位：百万円)

区分	30決算	区分	30決算
(歳入)		(歳出)	
一般会計より受入	614,334	燃料安定供給対策費	171,369
石油証券及借入金収入	1,411,373	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構出資	41,400
備蓄石油売払代	38,105	独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構運営費	19,990
独立行政法人石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 納付金収入	4,826	エネルギー需給構造高度化対 策費	314,326
国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機構 納付金収入	24,570	国立研究開発法人新エネル ギー・産業技術総合開発機構 運営費	146,409
雑収入	93,463	事務取扱費	1,304
前年度剰余金受入	286,376	融通証券等事務取扱費一般会 計へ繰入	0
		国債整理基金特別会計へ繰入	1,434,792
合計	2,473,047	合計	2,129,590